

## 極楽浄土における諸相と共生に関する研究Ⅰ

### ―『無量寿経』における極楽に存在する者―

袖山 榮輝

はじめに　　（研究テーマとその動機）

筆者は浄土宗総合研究所の一員として、浄土宗における宗祖法然上人（一一三三～一二二二）八百年大遠忌記念事業の一つ「浄土宗基本典籍の現代語訳研究」に携わった。二〇〇二（平成一四）年から二〇一〇（平成二二）年の都合九年間にわたり、法然上人が制定された「浄土三部経」（『無量寿経』『観無量寿経』『阿弥陀経』）を精読し、現代語訳を施すという作業に従事したのである。

その現代語訳は御遠忌正当の二〇一〇（平成二二）年の春、浄土宗総合研究所編訳『現代語訳浄土三部経』（浄土宗）として出版されたが、現代語訳の過程において研究すべき課題が数多く見出され、そのうちのいくつかについては論考を発表してきた。元来、浄土教研究を専攻していたわけではなかったが、現在、筆者の研究は浄土三部経が主な領域となっている。今回、本研究における研究テーマを「極楽浄土における諸相と共生に関する研究」と定めた背景である。さて「共生」という言葉の用例は、今日、さまざまな場面で見出せるが、この言葉はすでに浄土宗関係者において周

知されてきた。言うまでもなく椎尾辨匡師（一八七六—一九七一、以下敬称略）の共生会運動、共生思想が源泉となつてのことである。

椎尾と縁の深い本学において、研究テーマに「共生」を盛り込む以上は、不十分ながらも椎尾による「共生」の用法を見ておきたい。

まず、その一例を『共生講壇』に見てみよう。「仏教は無我の根底に立ち縁起の実相を主張」し、「一切が相依相関」であつて、「すべては協同であり共生であり、社会のおかげ」とある。ここから窺える「共生」は縁起の世界のなかで生きていく私たちの姿を理解しようという言葉であると思われる。ちなみにこうした理解は、本学の受験サイト「とうがくNAVI」(<http://www.navi.tokai-gakuen-u.ac.jp/>直近アクセス二〇一六・二・五)に示される大学概要に見出すことができる。そこでは建学の理念について「共生（ともいき）」の思想と明示した上で、「スポーツ教育やボランティア活動に力を入れ、共に生かし生かされ共に生きることへの理解を深めます」と語り、「共生（ともいき）」を「共に生かし生かされ共に生きること」と読み込んでいる。

ただし椎尾は、縁起の思想を背景とする「共生」という言葉を、浄土宗の宗祖法然上人が「偏依善導」と仰ぐ唐の善導大師（六一三—六八一、以下敬称略）の思想と結び付けて用いる。

『善導大師—全研究の提唱—』において椎尾は、善導御作の儀礼『往生礼讃』などで繰り返し唱えられるフレーズ「願共諸衆生 往生安楽国（願わくは諸々の衆生と共に安楽国に往生せん）」という一節から、「善導よりこの共生をぬきにしては善導を知ることとは出来ない」と論じ、「願共」の「共」と「往生」の「生」が合わさり「共生」であるとの見解を示す。善導が示す「安楽国」とは、言うまでもなく浄土教経典に説かれる阿弥陀仏の仏国土、すなわち西方極楽浄土のことを指し、そこはもろもろの衆生と「共に往生したい」と願われる、それこそ「共生」が願われる世界と位置付けら

れよう。

椎尾は善導大師の思想を論じるなか、「弥陀の大願は無条件に衆生を摂取する。善きも悪しきもみなともに往くのだ。みなともに往けるのだ。五乗皆往であり、共生浄土であり、みなことごとく往けるようにするのが弥陀の願である」、あるいは「弥陀の願いによって往生するという一つの共生団体になるとする普遍的同行思想が善導大師ぐらいハッキリと出たものはありません<sup>3)</sup>」と述べ、縁起の世界において共に生きる私たちの姿ばかりでなく、阿弥陀仏の本願のはたらきにより共に極楽往生がかなう私たちの姿についてもまた「共生」という言葉を用いて表現する。椎尾における「共生」は浄土教、就中、阿弥陀仏による本願成就のありさまを表現する言葉でもある。

椎尾は浄土教について「浄土教に於ては個人だけが往生するということは全然ない」と評した上で、善導が用いる「廻願往生」という言葉についても「個在独自なるものを引き廻して共生へとせらるる意に他ならぬ」と解釈し、さらには「社会全体が共に生きるものであり、天地と共に生きるものであり、祖先や子孫と共に生きているのが共生である。この共生の心地が最もよくあらわれたときに浄土教となったのである。私が悟るのではない、皆が共に悟られ生かされてゆくの、自證ではない。共生の大御命（おおみいのち）のあらわれである、かく浄土教は見る<sup>4)</sup>」と主張する。

ここでは阿弥陀仏を「大御命」と置き換えるが、「共生」の理想形を浄土教に求め、その理想形は阿弥陀仏のはたらきによるとという椎尾の理解が窺われよう。阿弥陀仏の本願という視線に沿いながら私たち自身の有りようを捉えようとする時、「共生」というキーワードが浮き上がってきたのではなからうか。いかなる世界であれ阿弥陀仏の御心、本願が及んでいる限り、私たちに本願の視線に沿っていく姿勢があれば「共生」を読み取ることができると思うのである。

本研究の目的は、浄土宗宗祖法然上人が制定された「浄土三部経」（『無量寿経』『観無量寿経』『阿弥陀経』）において説示される阿弥陀仏もしくは無量寿仏の仏国土、すなわち極楽浄土の様相について「共生」を読み取っていくことにある。

る。極楽浄土は阿弥陀仏の本願成就によって建立された世界である。「共生」を読み取るならば、阿弥陀仏の本願という視点に沿うという姿勢を出発点としておきたい。

ちなみに極楽の様相は「莊嚴」という言葉で修飾されるが、「莊嚴」と漢訳される *vyūha* には、そもそも「配置」という意味があり、そこから「取り合わせ」「組み合わせ」といった意味合いを読み取ることが可能である。本研究では極楽の諸相における「取り合わせ」「組み合わせ」に焦点を当てながら、「共生」の姿をさぐっていききたい。

さて本稿は、極楽浄土の様相を語るうえで、もつとも基本的な要素の一つであろう「そこに存在する者たち」について論考を施してみたい。まずは「浄土三部経」のうち『無量寿経』について考察する。なお『無量寿経』の概要については周知のこととして省略し、『無量寿経』の底本は『浄土宗聖典』第一巻を用いる。

また本稿は当初、本研究の方向性を示す研究ノートと位置付け、基礎作業の一端を紹介することを意図したが、最終的に論文として改めることとした。ノートの性格を残しているが、ご了解願いたい。

なお本節を閉じるにあたり、研究テーマに用いた「共生」という言葉の読み方を定めておきたいと思う。ひとまずは、一般的に受容されているであろう「きょうせい」と訓読しておきたい。

## 一、極楽における四者の存在

康僧鑑訳と示され、無量寿仏（すなわち阿弥陀仏）の成仏と、無量寿仏によって建立された極楽浄土の様相を説く『無量寿経』は法蔵菩薩の四十八願を開示した後、法蔵が無量寿仏となった成仏とその仏の安楽という世界（すなわち極楽浄土）の存在を説き明かす。

このうち四十八願は一願一願ずつ、「設我得仏」というフレーズからはじまり「不取正覚」というフレーズで締めくく

られる「願文」と呼ばれる文章によって構成される。願文は無量寿仏の前身である法蔵菩薩が、「私が仏となる以上、万が一にも○○できない／○○にならないようであれば、私は仏となるわけにはいかない」といった形式で誓いを立てた誓願であり、法蔵はこうした四十八の誓願の成就を条件として成仏した。四十八願は無量寿仏が前身である法蔵菩薩の時代に建てた誓願であることから「本願」と称される。

四十八願については、その内容にしたがって、三つの視点から分類されることがある。その第一は仏としての有りように関するもの（摂法身願）、第二は建立される仏国土の有りように関するもの（摂浄土願）、第三はかかわりを持つてあろう者たちの有りように関するもの（摂衆生願）である。

第一については第十二光明無量願、第十三壽命無量願、第十七諸仏称揚願が配され、第二については第三十一国土清浄願、第三十二国土嚴飾願が配される。第三については残りの四十三願が配される。

このうち第三の摂衆生願は、無限とも言える无量寿仏の教化対象を物語るものであり、「何処」の「誰」に向けた誓願であるのかという視点から、これまたいくつかに分類できる。「何処」については无量寿仏の仏国土とそれ以外の世界に分けることができ、「誰」については凡夫（人・天）と聖者（声聞・菩薩）に分けられる。そうした「何処」と「誰」の組み合わせにしたがった分類がなされるのである。

実際のところ摂衆生願に配される四十三願は、

イ、自身の仏国土（極楽浄土）の凡夫に向けたもの（計十七願）

ロ、他国の仏国土の凡夫に向けたもの（計七願）

ハ、聖人のうち自身の仏国土（極楽浄土）の声聞にむけたもの（計一願）

ニ、聖人のうち自身の仏国土（極楽浄土）の菩薩に向けたもの（計九願）

ホ、聖人のうち他国の菩薩に向けたもの

(計九願)

といった五つに分類できる。

このうち極楽浄土の様相として「そこに存在する者」にかかわるのはイ、ハ、ニの三項である。「イ」項は「設我得仏」という冒頭のフレーズに続いて「国中人天」と示され、「ハ」項は同じく「国中声聞」、「ニ」項も同じく「国中菩薩」と示される。願文から察するに無量寿仏の仏国土（極楽浄土）には人・天・声聞・菩薩の四者の存在を想定することができる。

無量寿仏の誓願を語る『無量寿経』については、註釈書を中心に、四十八の願文に対応して一々の誓願が成就していることを示す願成就の文を指し示す作業がなされてきた。無量寿仏の成仏は一々の誓願を成就してはじめて成し遂げられるものであるから、無量寿仏の成仏を主張する際には、誓願の成就を示すことが求められるのである。

撰衆生願のうち、極楽浄土における人・天・声聞・菩薩の存在そのものを誓うものはない。いずれの願文もそれら四者の存在が前提としてるのである。願文において存在が想定される四者が実際に極楽浄土に存在するか否かを確認するためには、願成就の文に含まれる四者の存在を指し示していくこととなる。

『無量寿経』は四十八願の説示の後、無量寿仏がすでに成仏していること、加えて自身の仏国土である安楽国に在しているが示される。その後、第十七光明無量願の願成就を含む無量寿仏の光明に対する称讃があり、次いでその寿命の長さについて「計其壽命長遠之數不能窮盡知其限」（その寿命の長遠の数を計るとも、窮尽して、その限界を知ることが能わじ）<sup>8)</sup>、すなわち長過ぎて計測不能であると言及した後、

① 聲聞菩薩天人之衆壽命長短亦復如是非算數譬喻所能知也

\* 傍線筆者、以下同じ。

(声聞・菩薩・天・人の衆の寿命の長短もまたかくのごとし。算数譬喻の能く知る所にあらず。)<sup>9)</sup>

とその他の者の寿命についても説示して、無量寿仏の世界には無量寿仏のほかに、声聞と菩薩と天と人との四種が存在することを明らかにする。無量寿仏を除けば、この四者を『無量寿経』における極楽に存在する者と考えてよい。

ところでこの引用文①については第十五眷属長寿願の成就であると解釈されている。<sup>10</sup>そこで第十五願を見てみたい。

②設我得佛國中人天壽命無能限量除其本願脩短自在若不爾者不取正覺

(もし我れ佛を得たらんに、國中の人天、壽命能く限量なからん。その本願あつて脩短自在ならんをば除く。もししからずんば正覺を取らじ。)<sup>11</sup>

一応、現代語訳も付しておこう。

私が仏となる以上、「私の」国土に住む人々や天人の寿命に限りがないようにしよう。「ただし」彼らに本願として「寿命の」長短を自由にしたい者については除くこととしよう。「方が一にも」そのようにできないのであれば、「その間、」私は仏となるわけにはいかない。<sup>12</sup>

第十五願(引用文②)は見れば分かるように、「國中の人天」に向けた誓願であり、先の分類で言えば「イ」項に相当する。しかし、その成就文と解釈される引用文①においては「ハ」項と「ニ」項の要素が加わる。願文では「人天」に向けた誓願であるにもかかわらず、成就の段階においてはその枠組みを越え、「声聞」「菩薩」にまで及んでいたことになる。これをどのように解釈すればよいのであろうか。

## 二、二分類される四者

引用文①で極楽浄土に声聞と菩薩と天と人との四者が存在することを明らかにした『無量寿経』は、引き続きいて、

③又聲聞菩薩其數難量不可稱說神智洞達威力自在能於掌中持一切世界

(また声聞・菩薩、その数量り難し。称説すべからず。神智洞達して、威力自在なり。能く掌中において、一切の世界を持せり。)<sup>(13)</sup>

と説示し、四者のうち声聞と菩薩について言及し、彼らがどれほど多く存在するのかということに話題を転換させる。ここでいくつかの問題がある。じつは極楽浄土における数量について言及する誓願は第十四声聞無數願だけである。すなわち、

④設我得佛國中聲聞有能計量下至三千大千世界聲聞緣覺於百千劫悉共計校知其數者不取正覺

(もし我れ佛を得たらんに、國中の声聞、能く計量あつて、下、三千大千世界の声聞・緣覺、百千劫において、悉く共に計校してその数を知るに至らずんば、正覺を取らじ。)<sup>(14)</sup>

であり、極楽浄土には計算しようがないほど無数に存在するという誓願は、声聞に向けたものであつて菩薩に向けた誓願ではない。しかし、引用文③の記述は前節「ハ」項の枠組みを超え、「ニ」項にまで及んでいる。これをどのように解釈すべきか。前節と同様の疑問が生じてこよう。ともあれ極楽浄土に於いて声聞と菩薩が共に無数であることは、続く一段でも踏襲されている。すなわち、

⑤彼佛初會聲聞衆數不可稱計菩薩亦然

(かの佛の初会の声聞衆の数、称計すべからず。菩薩もまたしかり。)<sup>(15)</sup>

と述べ、無量寿仏が初めて説法した場に数え切れないほどの声聞と菩薩がいたことを明かしている。じつは註釈はこの部分を第十四声聞無數願の願成就と見ている。<sup>(16)</sup> さらにまたその一段は

⑥目連等於百千萬億那由他劫計彼初會聲聞菩薩所知數者猶如一滯其所不知如大海水

(目連等のごとき、百千万億那由他劫において、かの初会の声聞・菩薩を計つて、知る所の数は、なおし一滯の

と締めくくられる。<sup>(17)</sup>  
ごとく、その知らざる所は、大海のごとし。

前節では第十五眷属長寿願においては極楽浄土における人天の寿命無量が誓われただけにもかかわらず、願成就においては声聞菩薩天人という四者の寿量無量が示された。今は第十四声聞無數願においては極楽浄土における声聞が無数に存在するように誓われたが、願成就の文においては菩薩もまた無数であると示された。ここで声聞と菩薩が不可分の組み合わせであるという関係性が示されたと言えるが、この文脈の流れであれば、天と人の数量についても言及して良さそうなものである。しかし、それがなされないまま、この段落は閉じられる。それでは天と人の数量はどこで示されるのであろうか。

それに続く段落を見てみると、極楽浄土の樹木に関する叙述があり、さらに道場樹に関する叙述が続くなか、

⑦若彼國人天見此樹者得三法忍一者音響忍二者柔順忍三者無生法忍此皆無量壽佛威神力故本願力故滿足願故明了願故堅固願故究竟願故

(もしかの国の人天、この樹を見る者は、三法忍を得。一つには音響忍。二つには柔順忍。三つには無生法忍。これ皆無量壽佛の威神力の故に、本願力の故に、滿足願の故に、明了願の故に、堅固願の故に、究竟願の故なり。<sup>(18)</sup>)

と説き示し、ようやく天と人への言及を施す。しかし極楽に存在する「人天」への言及はこの用例のみである。もっとも「天人」という語順の用例であれば、

⑧無量壽國其諸天人衣服飲食華香瓔珞繪蓋幢幡微妙音聲所居舍宅宮殿樓閣稱其形色高下大小

(無量寿国の、その諸もろの天人、衣服・飲食・華香・瓔珞・繪蓋・幢幡・微妙の音声・所居の舍宅・宮殿樓閣、

その形色に称かなって、高下大小あり。）

⑨又以衆寶妙衣徧布其地一切天人踐之而行

（また衆宝の妙衣をもって、徧くその地に布けり。一切の天人、これを踐ふんで行く。）<sup>(19)</sup>

の二例と後述する一例を認めることができる。極楽に存在する者として叙述される「人天」「天人」の用例は、その数量に言及することがないまま、都合この四例に止まった。そこで留意したいのが、撰衆生願の四十三願のうち、前節「イ」項、すなわち自身の仏国土（極楽浄土）の凡夫、つまり人と天に向けたものは計十七願に及ぶという点である。同じだけ願成就の文があつていいはずであるのに、その後の「人天」「天人」の用例が余りに少ない。勢い、極楽浄土の「人天」において、それらは果たして成就しているのだろうかという疑問が生じてしまうのである。この点については、「後述する一例」に関連してのちほど言及することとする。

一方、上記③⑥のような「声聞菩薩」、あるいは「菩薩声聞」の用例については、以下⑩～⑱を含め一一例にのぼる。

⑩若有衆生聞其光明威神功德日夜稱説至心不斷隨意所願得生其國爲諸菩薩聲聞大衆所共歎譽稱其功德

（もし衆生あつて、その光明の威神功德を聞きて、日夜に称説して至心不断なれば、意の諸願に随つて、その国に生まれんことを得て、諸もろの菩薩・声聞大衆に、共に歎譽して、その功德を称せられ、）<sup>(20)</sup>

⑪設第六天王比無量壽佛國菩薩聲聞光顔容色不相及速百千萬億不可計倍

（もし第六天王を無量寿佛国の菩薩・声聞に比するに、光顔容色、相及ばざること、百千万億不可計倍なり。）<sup>(21)</sup>

⑫彼東方恒沙佛國無量無數諸菩薩衆皆悉往詣無量壽佛所恭敬供養及諸菩薩聲聞大衆

（かの東方恒沙の佛国において、無量無数の諸もろの菩薩衆、皆悉く無量寿佛の所に往詣して、および諸もろの菩薩声聞大衆を、恭敬し供養し、）<sup>(22)</sup>

⑬無量壽佛爲諸聲聞菩薩大衆班宣法時都悉集會七寶講堂

(無量壽佛、諸もろの声聞・菩薩大衆の爲に、法を班宣したまう時、すべて、悉く七宝の講堂に集会して、)<sup>(23)</sup>

⑭一切諸天皆齋天上百千華香萬種伎樂供養其佛及諸菩薩聲聞大衆

(一切の諸天、皆天上百千華香万種の伎樂を齋つて、その佛および諸もろの菩薩声聞大衆を供養す。)<sup>(24)</sup>

⑮願見彼佛安樂國土及諸菩薩聲聞大衆

(願わくはかの佛の安樂國土および諸もろの菩薩・声聞大衆を見たてまつらん。)<sup>(25)</sup>

⑯彼佛光明亦復如是聲聞菩薩一切光明皆隱蔽唯見佛光明曜顯赫

(かの佛の光明も、またかくのごとし。声聞・菩薩、一切の光明、皆悉く隱蔽して、ただ佛光の、明曜顯赫なるを見たてまつる。)<sup>(26)</sup>

⑰此諸衆生生彼宮殿壽五百歲常不見佛不聞經法不見菩薩聲聞聖衆

(この諸もろの衆生、かの宮殿に生じて、寿五百歳までに、常に佛を見たてまつらず。經法を聞かず。菩薩・声聞聖衆を見たてまつらず。)<sup>(27)</sup>

⑱佗方佛國諸大菩薩發心欲見無量壽佛恭敬供養及諸菩薩聲聞之衆

(他方佛國の諸大菩薩、發心して、無量壽佛を見たてまつり、および諸もろの菩薩・声聞の衆を恭敬し供養せんと欲すれば、)<sup>(28)</sup>

この他にも、

⑲彼佛國中諸聲聞衆身光一尋菩薩光明照百由旬

(かの佛國の中の諸もろの声聞衆は、身光一尋なり。菩薩の光明は、百由旬を照らす。)<sup>(29)</sup>

というように、声聞と菩薩が放つ光明についての言及がなされている。

極楽に存在する者には「声聞」「菩薩」「天」「人」の四者が挙げられるが、これらは前節引用文①で見たように、例えば四語による並列関係の複合語（コンバウンド）として表れたりする。①の場合は「人天」に向けた第十五眷属長寿願の願成就の部分とされるが、願文の枠組みを飛び越え、「声聞」「菩薩」についても計り知れない寿命であると説示される。そこには願文と願成就の整合性を越え「人天」と「声聞」「菩薩」を不可分に結びつける道理がはたらいっているように思えるのである。

こうした構図は、本節の引用文④第十四声聞無数願についても見出せた。願文においては極楽浄土における声聞の無数のみが誓われているのに、引用文⑤の願成就においては願文の枠組みを飛び越え、声聞のみならず菩薩もまた無数であることが示されたのである。そのことは引用文③⑥でも確認でき、ここでは「声聞」と「菩薩」による並列関係の複合語が見て取れる。第十四願の願文は「声聞」に向けた誓願であるけれども、願成就に至ると「声聞」は「菩薩」は切っても切り離せない不可分の関係を結ぶ何らかの道理がはたらくのである。複合語として用いられる点がその現れのように思われる。

ところで『無量寿経』において、引用文①の「聲聞菩薩天人」のように四者を複合語として示す用例は少ない。後述する引用文②との二例のみである。「声聞」「菩薩」「天」「人」のいずれかが複合語として用いられる場合、「人」「天」と「声聞」「菩薩」の組み合わせに二分される。そこには「凡夫」と「聖者」といった分類が見られ、用例としては後者が圧倒的に多数である。菩薩が声聞と結びつくはたらしが強いのであろうか。

それにしても、である。前節において摂衆生願計四十三願の分類を紹介した。そのうち「イ」項、自身の仏国土（極楽浄土）の凡夫に向けたものは計十七願であった。これに対し、「ニ」項、聖人のうち自身の仏国土（極楽浄土）の菩薩

に向けたものは計九願であった。「イ」項の方が断然に多い。「ホ」項、聖人のうち他国の菩薩に向けたもの計九願を足して、やっと同等になる。にもかかわらず願文「イ」項における「人天」の用例数に比べて、四十八願説以降の「人天」「天人」の用例が余りに少ないのである。第十四願並びに第十五願における願文と願成就に整合性が欠ける問題と併せ考えると、願文と願成就の関係が問われるべきと思われる。

### 三、願文と願成就の疑問点

ここで再び引用文③から考察してみたい。

③又聲聞菩薩其數難量不可稱說神智洞達威力自在能於掌中持一切世界

この一文は四十八願や無量寿仏の成仏以降に説示される。つまりこの一文は願成就の状態を示すものでなければならぬ。「聲聞菩薩其數難量不可稱說」は、すでに指摘した第十四声聞無數願(引用文④)の願成就の文(引用文⑤)とまったく同様の内容を有し、これまた願成就と見なしてよい。その願文自体は声聞のみに向けた誓願であるが、願成就においてはその願意が菩薩にまで敷衍されている。続く「神智洞達」以下については註釈が興味深い解釈を施す。

ここからは了慧(一一四三―一三三〇)と義山の(一六四八―一七一七)の註釈を参照していきたい。なお両者については浄土宗を代表する学僧とだけ紹介するに止めたい。

了慧『無量寿経鈔』は「神智等者憬興云得他心智宿命説一切智智慧辯才之所成也」と示す。ここでいう「神智」について憬興の説を参照して、「他心智」と「宿命智」と「説一切智」と「智慧弁才」であるというのである。<sup>30</sup>

義山『無量寿経随聞講録』は「神智者此即願令得他心宿命説一切智得辯才智辯無窮等之所成也」と示し、<sup>31</sup>「神智」に「智辯無窮」を加えている。いずれにせよ、これらの項目はじつは撰衆生願に配される四十三願中に誓われている。すなわ

ち、第五宿命智通願に、

⑳設我得佛國中人天不識宿命下至不知百千億那由他諸劫事者不取正覺

(もし我れ佛を得たらんに、国中の人天、宿命を識らず、下、百千億那由他諸劫の事を知らざるに至らば、正覺を取らじ。)<sup>(32)</sup>

と誓われ、第八他心智通願に

㉑設我得佛國中人天不得見他心智下至不知百千億那由他諸佛國中衆生心念者不取正覺

(もし我れ佛を得たらんに、国中の人天、見他心智を得ず、下、百千億那由他諸佛国中の衆生の心念を知らざるに至らば、正覺を取らじ。)<sup>(33)</sup>

と誓われ、第二十五説一切智願に

㉒設我得佛國中菩薩不能演説一切智者不取正覺

(もし我れ佛を得たらんに、国中の菩薩、一切智を演説すること能わずんば、正覺を取らじ。)<sup>(34)</sup>

と誓われ、第二十九得弁才智願に、

㉓設我得佛國中菩薩若受讀經法諷誦持説而不得辯才智者不取正覺  
(もし我れ佛を得たらんに、国中の菩薩、もし経法を受読し、諷誦持説して、弁才智を得ずんば、正覺を取らじ。)<sup>(35)</sup>

と誓われ、第三十智弁無窮願に、

㉔設我得佛國中菩薩智慧辯才若可限量者不取正覺

(もし我れ佛を得たらんに、国中の菩薩、智慧弁才、もし限量すべくんば、正覺を取らじ。)<sup>(36)</sup>

と誓われている。

義山『無量寿経随聞講録』はさらに、③「威力自在」について「得那羅延之所成也」と示す。<sup>(37)</sup>つまり第二十六那羅延身願の成就と見る。願文を示すならば、

②設我得佛國中菩薩不得金剛那羅延身者不取正覺

(もし我れ佛を得たらんに、國中の菩薩、金剛那羅延身を得ずんば、正覺を取らじ。)<sup>(38)</sup>

となる。那羅延はナーラーヤナと称されるインドの神に起源をたどることができるが、金剛力士とも訳される。<sup>(39)</sup>「威力自在」は那羅延のような強靱な身体を獲得すればこそ發揮できるのである。

さて、引用文③に関わる誓願を並べてみた。ご覧のとおり、はじめの二つは「人天」に向けた誓願であり、後の四つは「菩薩」に向けた誓願である。引用文③の主語は「聲聞菩薩」である。一方、述部に当たる部分では「人天」と「菩薩」に向けた誓願の成就が混在する。

この点について了慧『無量寿経鈔』は「説智智辯可爾攝菩薩故他心宿命其義不然攝凡夫故」と示す。菩薩に「説一切智」と「智慧弁才」が具わるのはその通りであるが、「他心智」と「宿命智」は凡夫において成就するものであるから、ここで示されるのは適当でないと疑問を呈する。矛盾を感じているのである。

義山『無量寿経随聞講録』を見てみると、「但他心宿命雖攝凡人三重七重互相通故」との解釈を示す。人天と菩薩に向けた誓願の成就が混在することについて、義山は「他心智」と「宿命智」は凡人を摂するものではあるけれども、それは「互いに相通ずるからである」と主張し、了慧が懐いたような疑問の解決を図っている。つまり「人天」に向けた誓願であっても、その成就においては「菩薩」にも適用されるというのである。こうした視点は「人天」と「声聞」においても指摘できるのではないだろうか。

法蔵は「人・天」「声聞」「菩薩」のそれぞれに向けて誓願を立てたが、願成就の段階になってみると、それらの誓願は四者において「相通じる」ものになると、ひとまずはそう解釈しておきたい。

『無量寿経』において四十八願の成就以降、「人天」「天人」の用例が「声聞菩薩」「菩薩声聞」の用例に比して少ないのは、両者が相互に「相通じた」結果、後者に収斂されていったからと思われる。

#### 四、因順餘方

ところで、引用文①の「聲聞菩薩天人」と同じく、四語による複合語については、もう一例、

②6彼佛國土清淨安穩微妙快樂次於無爲泥洹之道其諸聲聞菩薩天人智慧高明神通洞達咸同一類形無異狀但因順餘方故有天人之名顏貌端正超世希有容色微妙非天非人皆受自然虛無之身無極之體

(かの佛の国土は、清淨安穩にして微妙快樂なり。無為泥洹の道に次げり。その諸もろの声聞・菩薩・天・人、智慧高明に神通洞達し、咸同じく一類にして、形異状なし。ただ余方に因順するが故に、天・人の名あり。)<sup>(42)</sup>

といった用例がある。

ここでは、「清淨」「安穩」「微妙」「快樂」と形容される無量寿仏の仏国土、つまり極樂淨土にいる者は「迷いなき覺りへと歩むこととなる」と説かれ、極樂に存在する者としての四者が示される。<sup>(43)</sup>

この四者については先ず、「智慧高明」「神通洞達」「咸同一類」「形無異状」と形容される。これらの形容については了慧『無量寿経鈔』は「智慧高明等者乘智慧願故高明也乘六通願故洞達也乘第四願故一類也如是等願願成就故」と述べる。<sup>(44)</sup>すなわち「智慧高明」は智慧の願、「神通洞達」は「六通の願」、「一類」は「第四願」と、それぞれがそれらの誓願に乗り、各々の誓願が成就したからこそ、そのような状態に至っていると解釈するのである。

義山『無量寿経随聞講録』も了慧とほぼ同様の解釈を施すなか、了慧の言う「智慧の願」を「第二十五説一切智第二十九得辯才智第三十智辯無窮」<sup>(45)</sup>と説明する。各々の願文については引用文②③④を参照して欲しいが、引用文③における「聲聞菩薩」が「神智洞達」であることを註釈する際にもこの三願が登場する。ここで確認だが、これらはいずれも「菩薩」に向けた誓願である。

「六通の願」について、了慧も義山も解説を施さないが、これは言うまでもなく第五宿命智通願、第六天眼智通願、第七天耳智通願、第八他心智通願、第九神境智通願、第十速得漏尽願のことである。その一々の願文についてはここでは省略するが、引用文③「神智洞達」を註釈する際、第五願、第八願が登場するので引用文②④を参照して欲しい。ここでまた確認だが、この計六願がいずれも「人天」に向けた誓願である。

ともあれ引用文③において「聲聞菩薩」を形容する「神智洞達」は、引用文⑥における「智慧高明神通洞達」の省略形と見ることもでき、引用文⑥における「聲聞菩薩天人」は引用文③における「聲聞菩薩」の展開形と見ることもできよう。

続く「一類」については了慧同様、義山も共に第四無有好醜願の成就であると見る。<sup>(46)</sup>第四無有好醜願は願文に、

②7 設我得佛國中人天形色不同有好醜者不取正覺

(もし我れ佛を得たらんに、國中の人天、形色不同にして、好醜あらば、正覺を取らじ。)<sup>(47)</sup>

とあり、極楽浄土における人天の姿形がまぢまちで、美しい・醜いといった差がもしもあるならば、その間、私は仏とならない、と誓われている。<sup>(48)</sup>つまり、「一類」とは、見た目には「聲聞菩薩天人」の姿形がまったく同じであることを意味する。人天に向けた第四願が四者すべてに適応されているのである。このことは菩薩に向けた智慧の願とされる三願、人天に向けた六通の願についても同様である。つまり声聞・菩薩・天・人の四者は、みな同様の性質、能力を有し、

かつ同一の姿形なのである。

ここで一つの見解を示しておきたい。少なくとも第四願から第十願、第二十五願、第二十九願、第三十願については、極楽浄土の声聞・菩薩・天・人のいずれに向けた誓願であれ四者において共有される。

ところで、ここで一つの疑問が指摘されている。すなわち了慧が「問若爾何分菩薩聲聞人天別乎」<sup>(49)</sup>と問い、義山が「問咸同一類形無異狀何分菩薩聲聞人天別乎」<sup>(50)</sup>と質すように、姿形に何ら違いがないならば、どうして四者の区別が必要なのか、と質すのである。この疑問に答えるのが引用文<sup>(26)</sup>「咸同一類形無異狀」に続いて示される「因順餘方」とされる。了慧は「答菩薩聲聞約其内證薄地凡夫名爲人天人天之名因順餘方」<sup>(51)</sup>と示す。内証の有りようが菩薩声聞たる由縁であり、覺りの境地にほど遠い凡夫が人天と名付けられるが、今、ここに人天の名があるのは「餘方に因順している」とするのである。義山も了慧の解釈を踏襲する<sup>(52)</sup>。

「因順餘方」について、ここでひとまずは義山『無量寿経随聞講録』の所見を見てみよう。筆者の便宜上、原文を返り点等にしたがい現代仮名使いで書き下してみる。なお以下の部分も義山は了慧を踏襲する。

因順餘方等とは、その二義有り。一には本業に随う。謂く往生の者の或は人業を資て生ずる有り。或は天業を資て生ずる\*者り。彼に生ずる時、異形無しと雖も本業に因順して人天の名有り。言うところは、淨土は一等の菩薩なれども本と聲聞にして生ずる有り。或は天より生ずる有り。或は人より生ずる有り。これ本業に約して聲聞人天の名を呼ぶ也（中略）二には居處に因る。謂く彼の土中、或は地に依て居する有り。或は空に在て居する有り。彼の果報に異狀無しと雖もその所在の處に隨て人天の名有り。言うところは、彼の土の菩薩地を踏て行く時は呼て人と云い、虚空を飛行する時は呼て天と云い、また四諦十二因縁の起を觀する時は呼て聲聞縁覺と云う。これ皆當體に約す也<sup>(53)</sup>

（\*者||有の誤植か）

ここで注目すべきは傍線「浄土は一等の菩薩なれども」の一節である。この場合の一等は差別なく平等、同一という意味であろうから、極楽浄土において存在する者はおしなべて菩薩であるという認識が示されているのである。

その一等の菩薩がなぜ「人」「天」あるいは「声聞」と呼称されるのか、その「謂われ」を表す道理が「因順餘方」であると位置付けられている。その道理には二通りがあるという。一つは本業、つまり極楽に往生する以前の境涯を以て「人」「天」「声聞」と呼称されるというものである。今一つは、極楽浄土における折々の居場所、修行内容に沿って呼称されるというものである。願成就が誓願の枠組みを超えるという現象は、この「因順餘方」によって説明されるのである。

さて、一端ここで第一節からここまでの論考をまとめておこう。

第一節引用文①において極楽に存在する者として「聲聞菩薩天人」の四者が示された。この四者の寿命が計り知れないというのは、第十五眷属長寿願が成就したからだと指摘される。しかし、その第十五願は極楽浄土の「人天」に向けた誓願であり、その願成就は「人天」の枠組みを超え極楽に存在する四者すべてに及んでいた。

それらの数量（人数というべきか）については第二節引用文③において「声聞菩薩」のそれに言及する。しかし、その説示は第十四声聞無数願の願成就とされる。ここではこの願が声聞に向けたものであるにもかかわらず、これまたその枠組みを超え、菩薩にまで及んでいる。とはいえ四者すべての寿命について言及がなされた直後の説示あれば、四者すべての数量が言及されても構わないと思われる。にもかかわらず、その言及は「声聞菩薩」に止まる。

そこで「人天」の数量に対する言及を他に求めたものを見当たらず、そればかりか、「人天」「天人」の用例（引用文⑦）⑧参照）そのものが少ないことが判明した。これに比して「声聞菩薩」「菩薩声聞」の用例（引用文⑩）⑪参照）は多い。四者が並列関係にある複合語の用例を他に求めてみると引用文⑫の一例しかなく、四者は「人」「天」と「声聞」

「菩薩」の組み合わせに二分され、前者の用例が相対的に少ないことが分かった。しかしながら、四十八願において「人天」に向けた誓願は数多い。当然ながら、その成就が問題視されることになる。

そこで第三節において引用文③の説示について註釈を参照しながら第十四願の他に、いかなる誓願とその成就の関係があるのか見出そうとした。その結果、引用文③の主語が「聲聞菩薩」であるにもかかわらず、述部には「人天」に向けた誓願（引用文②①）の願成就が混在していることが分かった。この混在は義山の言葉を借りれば「相通ずる」のであり、「人天」に向けた誓願であっても、願成就においては「菩薩」にも適用され、願成就においては「人」「天」の組み合わせは「声聞」「菩薩」の組み合わせに収斂されて表現されるのではないかと考察した。

次いで第四節においては、四者が並列関係で複合語となっている今一つの用例（引用文②⑥）について、ここでも「人天」と「菩薩」それぞれに向けた誓願の願成就が混在しているのではないかと見立てて考察を施した。その結果、引用文③でも指摘された「人天」に向けた誓願（引用文②①参照）を含む六通の願と、同じく「菩薩」にむけた誓願（引用文②②～②④参照）の願成就が混在し、さらにそうした四者が「一類」であるという。この「一類」は「人天」に向けた第四願の成就であるとされるが、その結果、四者について「形無異状」であり、姿形を区別することができないというのである。

そうであるならば四者はみな同一の名称でも構わないとの疑義を挟みたくなるが、じつは四者はおしなべて菩薩であり、四者の呼称があるのは「因順餘方」の道理にしたがったことであるというのである。

本稿では、極楽浄土に存在する四者について、四者を複合語として並列関係を示す用例を軸に考察をめぐらし、そこに見出される願文と願成就における整合性の問題などを指摘してきた。しかし、そうした問題は四者がじつはみな菩薩であるという原則と「因順餘方」という道理の前に霧散し、文字通り、そもそもはじめから問題でなかったことが明らか

かになったのである。

「聲聞菩薩」の数量を語る引用文③以降、「天」「人」の数量に触れることがなかったと第二節で指摘したが、その点も、「天」も「人」も「菩薩」という括りで扱われていたからと解釈すべきだろう。

## 五、結びとして ― 共生の読み取り ―

「はじめに」の節において、「極楽浄土は阿弥陀仏の本願成就によって建立された世界である。「共生」を読み取るならば、阿弥陀仏の本願という視点に沿うという姿勢を出発点としておきたい」との思いを披瀝した。

結果、無量寿仏が往生以前の「人天」「声聞」「菩薩」のそれぞれに向けた誓願であっても、その願成就は、極楽浄土に存在する者すべてによって共有されている場合のあることが分かった。しかも、その極楽に存在する者はじつはみな菩薩であつて、同様の性質、能力を有し、かつ同一の姿形をしており、ただ呼称の違いがあるだけなのである。無量寿仏の誓願は、その説示の段階においては対象を指示するが、願成就の段階になると対象を選ぶことがない。その結果、極楽浄土に存在する者それぞれの一身に、自他に対する誓願の成就が共有され、共に体现することになる。その点に「共生」の姿を読み取ることができよう。

ところで、極楽ではみな菩薩であるのに、往生以前の有りように因んで「人」「天」「声聞」「菩薩」と呼称する「因順餘方」などという道理が何故に示されるのであろうか。

この点については、『阿弥陀経』に「舍利弗、汝、この鳥はじつに罪報の所生なりと謂うことなかれ」「この諸衆の鳥は、皆これ阿彌陀佛の法音を宣流せしめんと欲して、変化して作す所なり」<sup>54</sup>などと説示される極楽の鳥というモチーフについて、「極楽浄土の鳥は畜生道の存在としての鳥ではない。しかし、ここに鳥がいると示すことが、極楽浄土におい

ては往生以前の本の有りようが否定されないというメッセージになっていると読み取ってみたい<sup>(55)</sup>との指摘が参考となるろう。

往生以前の「人天」が、たとえどのような「人天」であろうとも否定せずに極楽浄土に救い摂る。そこにこそ「国中の人天」と誓った無量寿仏の御心があるのではなからうか。もちろん、それは「国中の菩薩」であろうと「国中の声聞」であろうと同じことであろう。

そうしたなか注目しておきたいのが、「国中の人天」に向けた第五宿命智通願（引用文②）と第八他心智通願（引用文③）である。すでに見てきたように、その願成就が「聲聞菩薩天人」を主語に据える用いる引用文③の述部に示される「神智洞達」、同じく引用文②の述部に示される「神通洞達」という表現のなか託されている。

第五宿命智通願の現代語訳を示すならば、「私が仏となる以上、「私の」国土に住む人々や天人が、過去世を知ることがなく、少なくとも百千億那由他諸劫もの「永い過去世の」でき事について知ることが、「万が一にも」できないようであるならば、「その間、」私は仏となるわけにはいかない<sup>(56)</sup>」であり、第八他心智通願の現代語訳を示すならば「私が仏となる以上、「私の」国土に住む人々や天人が、他人の心を知ることができず、少なくとも百千億那由他のみ仏の国々に住む人々の心中を察知することが、「万が一にも」できないようであるならば、「その間、」私は仏となるわけにはいかない<sup>(57)</sup>」である。

往生以前において「人天」であった菩薩は極楽浄土において、遙か遠い過去世の出来事を悉く認識する。自分のことであれ、何処の誰かのことであれ、善悪、是非にかかわらず過去世のすべてを認識するのである。

そればかりか他心智通願の成就によって、極楽浄土に存在する者同士、互いの過去をみなで共有するという共生の形が生み出されるのである。お互いの心も手に取るように理解できる関係が構築される。そうであれば、お互いが自身の

過去のありようをどう感じているかも分かり合えるはずである。そこではお互いの過去の有りようは否定され得ないのである。

それだけではない。他心智通はいかなる仏国土であれ、そこに存在する衆生の心をも知るのである。その者の過去を知り、他の六通を以てその者の姿、未来を知り、その者の声を聞くのである。そしてそれらの情報は、極楽浄土の菩薩たちにおいて共有される。いかなる仏国土の衆生であれ、その者たちが極楽浄土に往生した時、極楽の菩薩たちは、これらの過去世を否定せずに受け入れるのではなからうか。あるいは菩薩が共同して利他の活動をおこすこともあるだろう。

極楽における菩薩の一身には、極楽浄土を目指してきた自分たちの過去世にける記憶と、今現に、あるいはこれから極楽浄土を目指す者たちの思い、願いが共有されているのである。無量寿仏の本願成就のうえに建立された極楽浄土は、そうした菩薩の有りようを可能にする。

もちろん、今、述べたことは典拠を示さぬ仮説の提唱に過ぎない。しかし、こうした点もまた共生の姿として想定できるであらう。

- 注
- 1 椎尾辨匡選集刊行会『椎尾辨匡選集』第九卷、山喜房佛書林、一九七三、七頁
  - 2 椎尾辨匡『善導大師—全研究の提唱—』浄土宗事務所、一九二八、一一頁
  - 3 椎尾辨匡選集刊行会『椎尾辨匡選集』第四卷、山喜房佛書林、一九七二、一九三頁
  - 4 椎尾辨匡『善導大師—全研究の提唱—』浄土宗事務所、一九二八、一一頁
  - 5 浄土宗総合研究所編訳『現代語訳浄土三部経』、浄土宗、二〇一一、参照
  - 6 聖岡『浄土二蔵二教略頌』(『浄土宗全書』第一二卷)九頁上〜下参照
  - 7 義山『無量寿経随聞講録』(『浄土宗全書』第一四卷)三七五頁上によれば、「無量壽佛等は第十七願成就也」とあり、「無量壽佛光明顯赫照耀十方諸佛國土莫不聞焉不但我今稱其光明」(『浄土宗聖典』第一卷、四九頁)の一節を第十七光明無量願の願成就と考えた。なおこの一節を含む一段を浄土宗では「光明歎徳章」と称している。
  - 8 『浄土宗聖典』第一卷、浄土宗、五〇頁／一三八頁
  - 9 『浄土宗聖典』第一卷、浄土宗、五〇頁／一三八頁
  - 10 了慧『無量寿経鈔』(『浄土宗全書』第一四卷)、一四六頁下
  - 11 義山『無量寿経随聞講録』(『浄土宗全書』第一四卷)、三七六頁上
  - 12 『浄土宗聖典』第一卷、浄土宗、二七頁／一二六頁
  - 13 浄土宗総合研究所編訳『現代語訳浄土三部経』、浄土宗、二〇一一、五〇頁
  - 14 『浄土宗聖典』第一卷、浄土宗、五一頁／一三八頁
  - 15 『浄土宗聖典』第一卷、浄土宗、二七頁／一二六頁
  - 16 『浄土宗聖典』第一卷、浄土宗、五一頁／一三九頁
  - 17 了慧『無量寿経鈔』(『浄土宗全書』第一四卷)、一四七頁上
  - 18 義山『無量寿経随聞講録』(『浄土宗全書』第一四卷)、三七六頁下
  - 19 『浄土宗聖典』第一卷、浄土宗、五二頁／一三九頁
  - 20 『浄土宗聖典』第一卷、浄土宗、五六〜五七頁／二四一頁

- 19 『浄土宗聖典』 第一卷、浄土宗、六六頁／二四六頁  
 20 『浄土宗聖典』 第一卷、浄土宗、四九頁／二三八頁  
 21 『浄土宗聖典』 第一卷、浄土宗、六六頁／二四六頁  
 22 『浄土宗聖典』 第一卷、浄土宗、七四頁／二五一頁  
 23 『浄土宗聖典』 第一卷、浄土宗、八一頁／二五七頁  
 24 『浄土宗聖典』 第一卷、浄土宗、八二頁／二五七頁  
 25 『浄土宗聖典』 第一卷、浄土宗、一二三頁／二七九頁  
 26 『浄土宗聖典』 第一卷、浄土宗、一二四頁／二七九頁  
 27 『浄土宗聖典』 第一卷、浄土宗、一二七頁／二八〇頁  
 28 『浄土宗聖典』 第一卷、浄土宗、一二七頁／二八一頁  
 29 『浄土宗聖典』 第一卷、浄土宗、七八頁／二五五頁  
 30 『浄土宗全書』 第一四卷、一四六頁下  
 31 『浄土宗全書』 第一四卷、三七六頁上  
 32 『浄土宗聖典』 第一卷、浄土宗、二四―二五頁／二二五頁  
 33 『浄土宗聖典』 第一卷、浄土宗、二五頁／二二五頁  
 34 『浄土宗聖典』 第一卷、浄土宗、三一頁／二二八頁  
 35 『浄土宗聖典』 第一卷、浄土宗、三二頁／二二九頁  
 36 『浄土宗聖典』 第一卷、浄土宗、三二―三三頁／二二九頁  
 37 『浄土宗全書』 第一四卷、三七六頁上―下  
 38 『浄土宗聖典』 第一卷、浄土宗、三一頁／二二八頁  
 39 浄土宗総合研究所編訳『現代語訳浄土三部経』、浄土宗、二〇―二一、五三頁  
 40 『浄土宗全書』 第一四卷、一四・一四六頁下  
 41 『浄土宗全書』 第一四卷、一四・三七六頁上

- 42 『浄土宗聖典』第一卷、浄土宗、六二―六三頁／二四四頁
- 43 浄土宗総合研究所編訳『現代語訳浄土三部経』、浄土宗、二〇一一、八一頁参照
- 44 『浄土宗全書』一四・一五五頁下―一五六頁上
- 45 『浄土宗全書』一四・三九〇頁下
- 46 『浄土宗全書』一四・三九〇頁下
- 47 『浄土宗聖典』第一卷、浄土宗、二四頁／二二五頁
- 48 浄土宗総合研究所編訳『現代語訳浄土三部経』、浄土宗、二〇一一、四八頁参照
- 49 『浄土宗全書』一四・一五六頁上
- 50 『浄土宗全書』一四・三九〇頁下
- 51 『浄土宗全書』一四・一五六頁上
- 52 『浄土宗全書』一四・三九〇頁下
- 53 『浄土宗全書』一四・三九〇頁下／三九一頁上
- 54 『浄土宗聖典』第一卷、浄土宗、三二七頁
- 55 二〇一五（平成二十七年）年十一月二六日開催の当研究所研究会における筆者の研究発表に対する意見交換において、中御門敬教氏が発言した内容を筆者の記憶を頼りに解釈した。
- 56 浄土宗総合研究所編訳『現代語訳浄土三部経』、浄土宗、二〇一一、四八頁参照
- 57 浄土宗総合研究所編訳『現代語訳浄土三部経』、浄土宗、二〇一一、四八頁参照

参考文献

- ・藤井実応「椎尾弁匡先生と共生の教化運動」（知恩院浄土宗學研究所『浄土宗學研究』第九号、一九七六年）
- ・永井隆正「椎尾辨匡博士の善導大師研究」（知恩院浄土宗學研究所『浄土宗學研究』第一二号、一九七九年）
- ・袖山榮輝「四十八願における第四願と第五願の連続性」（浄土宗『佛教論叢第六〇号』、二〇一六、予定稿）

キーワード

声聞・菩薩・天・人 願成就 了慧 義山 因順余方

(そでやま えいき 浄土宗総合研究所 主任研究員)